

## 第3回鳥取県最低賃金専門部会

1 日 時 令和5年8月4日(金) 13時30分～15時25分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

### 【委員】

公益代表委員 佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員、寺田委員

使用者代表委員 北村委員、西本委員、花原委員

### 【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、片山賃金室長

市村賃金室長補佐、寺地労働基準監督官

4 議 事

(1) 鳥取県最低賃金の改正審議

(2) その他

5 資料目次

(1) 鳥取県最低賃金改正試算表(委員からの要望によるもの)

6 議事内容

市村賃金室長補佐 ただ今から第3回鳥取県最低賃金専門部会を開催します。

それでは、本専門部会の成立について確認します。本日は、公益を代表します石川委員が欠席です。現時点で9名の委員のうち8名の御出席を頂いております。最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることについて御報告します。

本日の専門部会は公開しており、4名の傍聴人がお見えになっております。傍聴者の皆様には、傍聴に当たっての遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

それでは、これより先の専門部会の進行を部会長にお願いします。

佐藤部会長 第3回鳥取県最低賃金専門部会を始めたいと思います。いつもどおり三者で進行に係る協議を行いたいと思いますが、その前に、前回、私と河村委員から注文させていただいた資料について説明をお願いします。

市村賃金室長補佐 資料の鳥取県最低賃金改正試算表（委員からの要望によるもの）を御覧ください。最低賃金額883円から1,003円まで1円ごとの影響率、影響人員を表にさせていただきました。以上です。

佐藤部会長 ありがとうございます。では、まず、私と河村委員と西本委員の3人で本日の進行に関わる協議を10分程度行いたいと思いますので会場の案内をお願いします。

では、10分間休会します。

#### 〔三者協議〕

佐藤部会長 再開します。それでは、議事の方を進めさせていただきたいと思います。

金額審議に入っていきます。第2回の専門部会までに、第1回、第2回と続けて労働者側からは1,000円という金額を提示していただいておりますが、使用者側はまだ金額を御提示いただいております。ここで労使それぞれ分かれて協議に入っていただきたいと思います。10分程度必要と伺っておりますので、10分間休会したいと思います。

では、会場の案内をお願いします。

#### 〔各側協議〕

佐藤部会長 再開します。

労働者側、使用者側それぞれに分かれて御審議を頂いたところですので、金額の方の御提示をお願いしたいと思います。

それでは、まず、使用者側からお願いします。

西本委員 使用者側は、今回、34円スタートということでお願いしたいと思います。2022年、令和4年度の平均の消費者物価指数の総合指数3.5%という数字を使いました。あくまでも年度平均です。854円掛ける3.5%ということで30円。それと今回、鳥根県と差が目安の段階で1円ついていますので、その1円と、現行の最低賃金での3円差をプラスし、これを一挙に解消するという前提で34円とさせていただきます。本年は物価に着眼ということで、いつもですと賃金改定状況調査結果の第4表のを使うのですが、賃金上昇率が2.7%ということで、消費者物価指数などの前年比よりも低く、これは使えないということになります。それと、もう一つは企業物価指数というのも、年

度平均でいきますと9%ぐらいありますが、これについても反映方法もよく分からない。要するにこれをどう割り引いたらいいのかというのは分からないので、分からないものは反映できないということで、前年同様にシンプルにいかせていただきますということです。

佐藤部会長 ありがとうございます。その他使用者側の委員から何か補足はありますか。  
(なし)

佐藤部会長 では、労働者側、お願いします。

河村委員 労働者側ですが、前回御提示をさせていただいた1,000円、プラス146円、ここは現段階では変えるつもりはございません。ただし、今日いただきました賃金改正の影響率の表、こちらの方も十分に見させていただきながら検討してまいりたいと思っております。

金額の話ではないのですが、少し気になる記事を1つ見つけたので紹介をさせていただきたいと思います。西日本新聞の社説がインターネット上で掲載されておりました。その中身は、最低賃金1,000円にと、地域間格差は置き去りかという見出しでした。そこで書かれている内容は、私が審議会なり専門部会でお話をした内容に非常に似通っておりまして、共感をしたところですが、その後半に佐賀県の例が載っています。最低賃金が全国最下位グループの佐賀県が、先月、地方審議会に対して初めて県として要請書を提出したという記事が載っておりました。その要請書も佐賀県のホームページで確認できるのですが、どういった内容かといいますと、いろいろ記載はされていますが、趣旨としては、人材流出に歯止めをかけるためにも全国の最低賃金で最下位になっている現状を勘案し、地域別最低賃金の改正に向けて審議をお願いしたいというような内容です。要するに、やはり最低賃金が一番低いということによって人材の流出が起こっている、そのことに県としても危機感を持って、それを踏まえた審議を行ってほしいということで審議会の方に要請がされたということだと思っております。参考までに情報として御提供をさせていただきたいと思います。以上です。

佐藤部会長 ありがとうございます。労働者側委員、ほかに何かありますか。

(なし)

佐藤部会長 では、使用者の方から本日、プラス34円で888円ということで金額を提示されました。労働者側の方は従来どおりプラス146円の1,000円ということで金額を提示していただきました。1,000円と888円で、かなり金額の方の開きがありますので、これから公益側委員と使用者側委員、公益側委員と労働者側委員で協議を行

いたいと思います。

まず、公益側委員と使用者側委員とで協議をさせていただきたいと思いますので、20分程度いただきたいと思います。その後、労働者側委員と同じく20分協議します。

では、会場の方御案内をお願いします。では、休会します。

〔公益・使側協議〕

〔公益・労側協議〕

佐藤部会長 大変お待たせいたしました。公益側委員と使用者側委員、労働者側委員それぞれとお話をさせていただきました。提示していただいた金額は、使用者側888円、労働者側1,000円ということでかなり開きがありましたので、いろいろとお話をさせていただいたところです。

新たな金額については、また次回、御提示いただければと思いますが、ここまでで労働者側、使用者側で何か説明したいこととか主張したいことがありましたらお願いします。

河村委員 それでは、1点のみお話をさせていただきたいと思います。

今現在、提示をさせていただいているのが146円の引上げで1,000円です。先ほども言いましたように、本日頂いた影響率の試算表、それと使用者からの御意見、それらも踏まえまして再度検討してまいりたいと思います。今回、中央最低賃金審議会の中でも物価上昇を中心に検討がなされていると思いますが、私どもの方で前回、第2回のお示しをさせていただきました物価上昇率の4.27%プラス激変緩和措置の1%相当ということの5.27%は現状の854円の水準を維持するという意味でも、ここを確保するのはマストだと考えておりますので、そこから1,000円までの間、この辺りで少し検討をさせていただきたいと思っています。以上です。

佐藤部会長 ありがとうございます。使用者側は何かありますか。

(なし)

佐藤部会長 では、本日の審議の方はここまでとしたいと思います。

では、議事の2番目、その他、事務局から何かありますか。

片山賃金室長 次回の専門部会の日程でございます。8月7日月曜日、13時半からこの会場で開催させていただきますので、よろしく願いいたします。

佐藤部会長 次回についてですが、専門部会の後に本審が予定されていると思いますが、次回までに結審する見込みが立ちませんでしたので、次回、本審の方はなしということで、専門部会のみということにさせていただきたいと思います。

第4回を8月7日第5回を8月8日に行いたいと思います。時間は13時半からです。

河村委員 少し提案させていただきます。次回、8月7日月曜日、13時半からということで、その翌日、8日火曜日も13時半からということですが、専門部会の審議状況によって本審の日程が変更しますので、本審の委員も予定が立てにくいと思います。それからしますと、もう本審は8月9日に絞って、専門部会の方が例えば8月7日である程度方向性が決まれば8日はなしということで、9日に専門部会をやって本審を開くのか、本審だけにするのか、その辺りは専門部会の進捗を見ながら決めるということにさせていただいた方が良くと思いますので、本審の日程だけあらかじめ決めた方が、多分本審委員も御都合が良いのではないかと思いますので、提案をさせていただきます。

佐藤部会長 では、今御提案いただいたように、本審につきましては8月9日に開催をするということですね。場合によっては8月10日になるかもしれませんが、7日、8日は、本審は開催しないということにしたいと思います。専門部会については、7日、8日予定をしていますが、7日の審議状況次第によって考えるということにしたいと思います。では、事務局の方でそのようにお願いします。

片山賃金室長 分かりました。では、確認いたしますが、8月9日水曜日、11時から第540回鳥取地方最低賃金審議会を開催するということで予定します。

佐藤部会長 皆様お忘れかもしれませんが、あくまでも全会一致にならなかったときです。全会一致になると私は考えておりますので、9日は開催しないかもしれないことを期待して、7日、審議を進めていきましょう。

では、本日はこれで終了したいと思います。ありがとうございました。